

# 議会報告会と 一般質問を答申

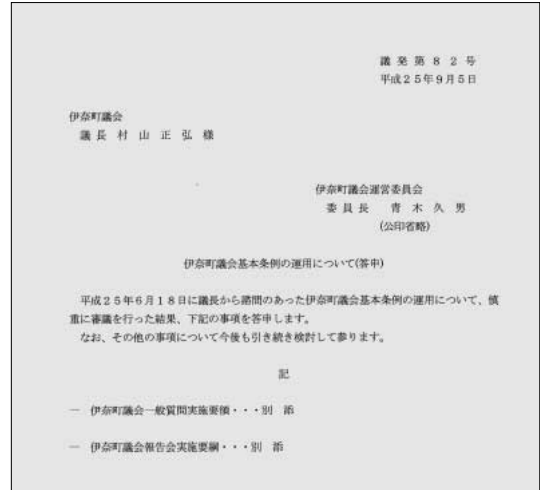


## 伊奈町議会報告会実施要綱

平成25年 8月29日  
議会運営委員会決定

- (目的)  
第1条 この要綱は、伊奈町議会基本条例(平成25年伊奈町条例第22号)第4条7項の規定に基づき実施する議会報告会(以下「報告会」という。)において必要な事項を定めるものとする。
- (時期等)  
第2条 報告会は班単位とし、3月定例会後に一回、その他の定例会のいずれかの後に一回開催する。  
2 報告会は、同時に3か所で開催する。
- (報告内容)  
第3条 報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。  
(1)議決の概要  
(2)その他重要と思われる事項  
(報告会の役割)  
第4条 報告会における司会進行・報告者・記録者は、それぞれの班において協議し、調整する。なお、質疑応答は全員で行うものとする。  
(編成・構成)  
第5条 班は、5人又は6人で構成し、3班編成とする。  
2 班構成は、議会運営委員会において協議し決定する。  
3 班長及び各担当は、各班で決定する。
- (会場等)  
第6条 報告会の日程及び会場については、議会運営委員会で決定する。  
(記録)  
第7条 報告者は記録の要点を整理して作成する。  
(報告会)  
第8条 報告会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。前半を議会報告会として、後半を広く意見を聞く、広聴会とする。  
次第  
(1)開会あいさつ 班長  
(2)議会報告 班の報告者  
(3)質疑応答 司会進行  
(4)広聴会(町行政に対する要望・提言等)  
(5)開会あいさつ 副班長  
(資料)  
第9条 報告会の案内や配布資料は議会運営委員会で作成し、必要がある場合には各班において適宜準備する。  
(成果・効果等)  
第10条 報告会の成果・効果等の報告は、報告会終了後、班長が議長に文書による報告書を提出するものとする。  
2 前項の報告書は議会だよりと議会ホームページに掲載するものとする。  
3 町行政に対する要望・提言等で重要なものは、一般質問等で取り上げる。
- 附則  
この要綱は、平成25年9月5日から施行する。

6月議会において、議長より議会運営委員会に諮問された議会基本条例の運用方法について、今回2つの事項を答申しました。



## 伊奈町議会一般質問実施要綱

平成25年 8月7日  
議会運営委員会決定

- 1 趣旨  
「町民に開かれた議会」「町民にわかりやすい議会」を旨とし、一般質問に一問一答方式を導入し、従来の一括式との選択制とした。引き続きより分かりやすい方法を模索し実施していく。
- 2 質問方法  
一括質問一括答弁方式または一問一答方式の選択制とする。
- 3 質問通告  
(1)通告の受付及び締め切り期限は、議会運営委員会で別に定める。  
(2)通告書は、所定の様式により議会事務局に提出する。  
(3)通告書には、一括質問一括答弁方式または一問一答方式の別を明示する。  
(4)通告にあたっては、質問事項、要旨を具体的に記入する。
- 4 質問順位  
質問の順位は、通告順とする。
- 5 質問場所  
1 回目は議場演壇にて質問し、2回目以降は質問席で質問する。ただし、質問席ができるまでは、議員席で質問する。
- 6 質問時間  
質問・答弁を含め90分以内とする。
- 7 質問回数  
(1)一括質問一括答弁方式は、発言回数3回までとする。  
(2)一問一答方式は、質問事項について発言回数3回までとする。  
ただし、両方式とも特に議長の許可を得たときは、この限りでない。
- 8 質問順序  
(1)一括質問一括答弁方式は、すべての質問事項について一括質問する。  
(2)一問一答方式は、1回目はすべての質問事項について一括質問し、2回目以降は質問事項ごとに質問する。次の質問事項に移った場合は、前に質問した事項に戻ることはできない。
- 9 質問の確認  
答弁者は、質問の内容を確認するため、議長の許可を得て発言することができる。なお、この発言・応答に要する時間も質問時間に含める。
- 10 実施時期  
一括質問一括答弁方式または一問一答方式の選択制による一般質問は、平成25年第3回町議会定例会より実施する。